

高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的及び対象)

第2条 県は、県内の既設民有林林道施設の災害復旧に係る経費について補助を行うことにより、県内林産物の安定的な生産体制の維持及び林業経営の安定に寄与することを目的とする。

2 県は、市町村、森林組合又は森林組合連合会（以下「補助事業者」という。）が行う事業のうち、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。）の適用を受ける災害復旧事業であり、民有林林道施設の災害復旧事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

3 補助の対象となる経費は森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号）に準拠し作成した設計書により積算された工事費（以下「事業費」という。）とする。

4 補助の対象となる経費は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「政令」という。）第3条の規定により農林水産大臣より事業費の決定を受けた事業に係るものとする。

(補助率)

第3条 前条に規定する補助事業の補助率は、次のとおりとする。

- (1) 奥地幹線林道に係るものは、事業費の10分の6.5
- (2) その他の林道に係るものは、事業費の10分の5

2 当該補助事業費のうち、暫定法第3条第3項の規定により農林水産大臣が指定する地域内において、高率補助の対象となる部分に対する補助率は、前項の規定にかかわらず次のとおりとする。

(1) 奥地幹線林道に係るものは当該部分の10分の9（当該部分のうち、政令第5条の規定に該当する部分については10分の10）

(2) その他の林道に係るものは、当該部分の10分の7.5（当該部分のうち政令第5条の規定に該当する部分については10分の8.5）

3 当該補助事業費のうち農林水産大臣が指定する地域内において暫定法第3条の2の規定に該当する部分については、それぞれ前項の補助率によって行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）第5条の規定による政令に定める地域内において行う当該補助事業費のうち激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）第16条第2号イの規定に該当する部分の額については10分の7、同号ロの規定に該当する部分の額については10分の8、同号ハの規定に該当する部分の額については10分の9を通常の補助のほか、特別措置として補助するものとする。

（補助事業費の額の通知）

第4条 知事は、政令第3条の規定により農林水産大臣から事業費の決定を受けたときは、これを補助事業者に通知するものとする。

（当該年度の補助金額の通知）

第5条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により農林水産大臣から補助金の交付の決定を受けたときは、当該年度の補助金の額を決定し、これを補助事業者に通知するものとする。また、当該年度の補助金の額を変更する場合も同様に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条の規定による補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出期限は、知事が別に定める。

3 補助事業者が、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等によりその内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助事業者は、補助事業の実施にあたっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認める者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 知事は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用した場合又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、規則、この要綱の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、変更承認を受けようとするときは、別記第2号様式による補助金交付変更申請書を知事に提出しなければならない。

2 変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 施行箇所ごとの施行延長の変更
- (2) 施行箇所ごとの工種の変更又は廃止
- (3) 施行箇所ごとの事業費の30パーセントを超える増減
- (4) 施行箇所の廃止
- (5) 事業終了日の変更

3 規則第7条に規定する申請の取下げは、補助金の交付の決定のあった日から7日以内又は当該年度の3月28日までに知事に提出しなければならない。

(概算払)

第11条 規則第14条ただし書に規定する概算払を受けようとする補助事業者は、別記第3号様式の概算払請求書を知事に提出しなければならない。

2 概算払の実施基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業請負の着手に係る概算払は、箇所ごとの補助金交付決定額に0.4を乗じてて得た額、又は箇所ごとに補助事業者が締結した請負契約の定めにより支出した前払金に対する補助金額のいずれか低い額を概算払することができることとする。
- (2) 前号による概算払以外は、補助金交付決定額の90パーセントを限度とするが、この限度額内であれば事業実施期間内に完了する箇所ごとの未払額について、全額を概算払することができることとする。
- (3) 第13条の規定により補助金の一部を繰り越して施行する事業については、箇所ごとの補助金交付決定額に進捗率を乗じて積み上げた額又は補助金交付決定額に0.9を乗じてて得た額のいずれか低い額とする。
- (4) 請求金額は箇所ごとに計算し、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(実績報告)

第12条 規則第11条に規定する実績報告及び関係書類は別記第4号様式のとおりとし、補助事業が完了したときは遅滞なく知事に提出しなければならない。

(繰越承認申請)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度内に事業を完了しなければならない。ただし、不測の事由により年度内の完成が見込めなくなったときは、補助事業者は、別記第5号様式の繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(補助指令前工事着手承認申請)

第14条 補助事業者は、補助金の交付の決定前に当該補助事業を実施しようとするときは、別記第6号様式の補助指令前工事着手承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(工事の実施)

第15条 補助事業者は、前条の規定により承認を受けた箇所の工事を実施するとき又は変更するときは審査表（別記第7号様式）に該当設計書を添付して知事に提出し、審査を受けた上でなければ工事を施行してはならない。補助金の交付の決定後に工事を実施する場合も同様とする。

- 2 補助事業者は、工事に着手したときは着手届（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、工事を一時中止し、又は部分中止する場合は工事一時（部分）中止届（別記第9号様式）を、工期を延期した場合は工期延期届（別記第10号様式）を、再着手した場合は再着手届（別記第11号様式）を知事に提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、第4条の規定による補助事業費の通知を受けた事業を補助金の交付の決定を受ける前に廃止する場合は、廃止届（別記第12号様式）を知事に提出しなければならない。
- 5 補助事業者は、工事が竣工したときは、遅滞なく竣工届（別記第13号様式）を知事に提出しなければならない。

6 補助事業者は、前各項に規定する書類のほか知事が必要であると認める書類については提出しなければならない。

(応急工事)

第16条 補助事業者は、政令第2条第2項に規定する応急工事費等に該当する工事のうち、本復旧工事の一部又は全部となる工事を施行するときは、別記第14号様式の応急本工事着手承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により知事の承認を受けて施行した事業箇所が林道災害復旧事業査定前に完了したものであっても、施行が完了した後に第4条の規定による事業費の決定のあったものについては補助することができるものとする。

3 前項の規定による事業が完了したときは、遅滞なく竣工届に請負契約書・変更請書の写しを添付し所轄林業事務所に提出し、検査を受けなければならない。

(分割補助)

第17条 補助金の交付の決定を受けた額が、補助対象となる事業費に第3条の規定による補助率を乗じた額より低いときは、翌年度に分割して補助を受けることができるものとする。

(書類の経由)

第18条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄林業事務所を経由しなければならない。ただし、第12条の規定に係る書類は所轄林業事務所までとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

この要綱は昭和47年6月1日から施行し昭和47年度補助事業より適用する。

附則

この要綱は昭和58年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成元年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成14年6月17日から施行する。

附則

この要綱は平成14年9月10日から施行する。

附則

この要綱は平成19年7月30日から施行し平成19年発生災害から適用する。

附則

この要綱は平成20年3月1日から施行し平成19年発生災害から適用する。

附則

この要綱は平成26年4月4日から施行する。

別表（第7条、第8条関係）

1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を

いい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下こ同じ。）が暴力団員等であるとき。

4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき

7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

高知県知事名 様

補助事業者名 印
(生年月日)

補助金交付申請書

平成 年度林道災害復旧事業（ 年発生）の補助金~~の~~交付を受けたいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業概要

箇所数	事業費	補助金	摘要
箇所	円	円	

2 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

3 添付書類

(1) 実施計画書 別紙1のとおり

(2) 収支予算書 別紙2のとおり

(注)生年月日は、市町村が交付申請する場合は省略することができる。

平成 年度林道災害復旧事業実施計画書（ 年発生）

路線名	箇所番号	施工箇所	林道の種類	幅員(m)	延長(m)	施工期間	施工方法	事業費(円)	補助率(%)	補助金(円)	事業費の内訳 (円)						災害名	摘要
											本工事費	附帯工事費	その他経費	工事雑費	応急工事費	事務雑費		
計	箇所																	
事業終了年月日 平成 年 月 日																		

- 備考
- 1 「施工箇所」欄は、査定説明表、設計書に記載した地名を記入してください。
 - 2 「林道の種類」欄は、林道台帳記載的林道で、当該事業箇所に該当するものを記入してください。
 - 3 「延長」欄は、整数を記入してください。
 - 4 「施工期間」欄は、請負契約の場合は契約工期（請負契約が締結されていない場合は予定工期）を記入してください。
 査定等で調査が認められている場合で、工事より調査等の着手が早い場合は調査等の着手日とし、完成日についても調査等の完成日が遅い場合は調査の完成日としてください。
 - 5 「施工方法」欄は、請負、直営の別を記入してください。
 - 6 「事業費」欄は全体金額、「補助金」欄は当年度に補助を受ける金額を記入してください（分割補助の場合は「摘要」欄に全体補助金及び年度毎の内訳を記入してください。）。
 - 7 「応急工事費」欄は、応急工事費請負額に対する工事雑費が含まれた額を記入してください。
 - 8 「工事雑費」欄は、本工事費、附帯工事費及びその他経費の合計額に対する工事雑費を記入してください。
 - 9 「事務雑費」欄は、本工事費、附帯工事費、その他経費、工事雑費、応急工事費の合計額に対する事務雑費を記入してください。
 - 10 「工事雑費」「事務雑費」の用途については、「林業関係公共事業地方事務費等の取扱について」（平成10年4月1日付け10林野政第152号）に基づき適正に執行するよう留意してください。
 - 11 高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第10条第2号の規定に該当する変更が生じた場合は、補助金交付申請書の変更をしてください。
 - 12 変更の場合は2段書きとし、上段が変更前、下段が変更後とします。この場合において、軽微な変更により箇所ごとの内容が変更となっている場合は併せて変更してください。
 - 13 「事業終了年月日」欄は、箇所ごとの検査が終了する最終日の予定を記入してください。

収支予算書

1. 歳入の部

単位：円

科 目	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 費 等		
借 入 金		
寄 付 金		
計		

2. 歳出の部

単位：円

科 目	予 算 額	備 考
工 事 請 負 費		
内 訳	本 工 事 費	
	附 帯 工 事 費	
	そ の 他 経 費	
工 事 雑 費		
応 急 工 事 費		
事 務 雑 費		
計		

- 備考 1 各科目別予算額には全体額を記入してください。ただし、「県補助金」欄は、当年度に補助を受ける金額を記入してください。
分割補助の場合は、「備考」欄に全体補助金と年度毎の内訳を記入してください。
- 2 補助事業者が市町村以外の場合は、自己資金は「市町村費等」欄に記入してください。
- 3 「応急工事費」欄には、応急工事費請負額に対する工事雑費が含まれた額を記入してください。
- 4 「工事雑費」欄は、本工事、附帯工事費及びその他の経費の合計額に対する工事雑費を記入してください。
- 5 「工事請負費」欄は、本工事、附帯工事費、その他の経費の合計額を記入してください。
- 6 変更の場合は、2段書きで上段に変更前、下段に変更後の金額を記入してください。

番 号
年 月 日

高知県知事名 様

補助事業者名 印

補助金交付変更申請書

平成 年 月 日付け 番号 で補助金~~の~~交付~~の~~決定~~がありました~~補助金額について下記のとおり変更したいので、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、申請します。

記

1 事業概要

	箇所数	事業費	補助金	摘要
変更前	箇所	円	円	
変更後				
増減				

2 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

3 添付書類

- (1) 実施計画書 別紙1のとおり
- (2) 収支予算書 別紙2のとおり
- (3) 変更理由

平成 年度林道災害復旧事業変更計画書（ 年発生）

路線名	箇所 番号	施工箇所	林道の種類	幅員 (m)	延長 (m)	施工期間	施工方法	事業費 (円)	補助率 (%)	補助金 (円)	事業費の内訳 (円)						災害名	摘要	
											本工事費	附帯工事費	その他経費	工事雑費	応急工事費	事務雑費			
計		箇所																	
事業終了年月日		平成 年 月 日																	

- 備考
- 「施工箇所」欄は、査定説明表、設計書に記載した地名を記入してください。
 - 「林道の種類」欄は、林道台帳記載的林道で、当該事業箇所に該当するものを記入してください。
 - 「延長」欄は、整数を記入してください。
 - 「施工期間」欄は、請負契約の場合は契約工期（請負契約が締結されていない場合は予定工期）を記入してください。
査定等で調査が認められている場合で、工事より調査等の着手が早い場合は調査等の着手日とし、完成日についても調査等の完成日が遅い場合は調査の完成日としてください。
 - 「施工方法」欄は、請負、直営の別を記入してください。
 - 「事業費」欄は全体金額、「補助金」欄は当年度に補助を受ける金額を記入してください（分割補助の場合は「摘要」欄に全体補助金及び年度毎の内訳を記入してください。）。
 - 「応急工事費」欄は、応急工事費請負額に対する工事雑費が含まれた額を記入してください。
 - 「工事雑費」欄は、本工事費、附帯工事費及びその他経費の合計額に対する工事雑費を記入してください。
 - 「事務雑費」欄は、本工事費、附帯工事費、その他経費、工事雑費、応急工事費の合計額に対する事務雑費を記入してください。
 - 「工事雑費」「事務雑費」の用途については、「林業関係公共事業地方事務費等の取扱について」（平成10年4月1日付け10林野政第152号）に基づき適正に執行するよう留意してください。
 - 高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第10条第2号の規定に該当する変更が生じた場合は、補助金交付申請書の変更をしてください。
 - 変更の場合は2段書きとし、上段が変更前、下段が変更後とします。この場合において、軽微な変更により箇所ごとの内容が変更となっている場合は併せて変更してください。
 - 「事業終了年月日」欄は、箇所ごとの検査が終了する最終日の予定を記入してください。

収支予算書

1. 歳入の部

単位：円

科 目	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 費 等		
借 入 金		
寄 付 金		
計		

2. 歳出の部

単位：円

科 目	予 算 額	備 考
工 事 請 負 費		
内 訳	本 工 事 費	
	附 帯 工 事 費	
	そ の 他 経 費	
工 事 雑 費		
応 急 工 事 費		
事 務 雑 費		
計		

- 備考 1 各科目別予算額には全体額を記入してください。ただし、「県補助金」欄は、当年度に補助を受ける金額を記入してください。
分割補助の場合は、「備考」欄に全体補助金と年度毎の内訳を記入してください。
- 2 補助事業者が市町村以外の場合は、自己資金は「市町村費等」欄に記入してください。
- 3 「応急工事費」欄には、応急工事費請負額に対する工事雑費が含まれた額を記入してください。
- 4 「工事雑費」欄は、本工事、附帯工事費及びその他の経費の合計額に対する工事雑費を記入してください。
- 5 「工事請負費」欄は、本工事、附帯工事費、その他の経費の合計額を記入してください。
- 6 変更の場合は、2段書きで上段に変更前、下段に変更後の金額を記入してください。

番 号
年 月 日

高知県知事名 様

補助事業者名 印

概算払請求書

平成 年 月 日付け 番号 で補助金の（変更）交付の決定通知がありました平成
年度林道災害復旧事業（ 年発生）について、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交
付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり概算払を請求します。

記

請求金額 円

1 請求額の内訳

事業費	決定された 補助金の額 A	前回までに受領 した補助金の額 B	今回補助金 請 求 額 C	残 額 A - (B + C)	摘要
円	円	円		円	

2 添付書類

概算払請求内訳書

番 号
年 月 日

高知県知事名 様

補助事業者名 印

事業実績報告書

平成 年 月 日付け 番号 で補助金の（変更）交付の決定通知がありました平成
年度林道災害復旧事業（ 年発生）が終了しましたので、高知県民有林林道災害復旧事業
費補助金交付要綱第12条の規定により、下記書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績報告書
別紙1のとおり
- 2 経費精算書
別紙2のとおり

平成 年度林道災害復旧事業実績調書（ 年発生）

路線名	箇所 番号	施工箇所	林道の種類	幅員 (m)	延長 (m)	施工期間	施工方法	事業費 (円)	補助率 (%)	補助金 (円)	事業費の内訳 (円)						災害名	摘要
											本工事費	附帯工事費	その他経費	工事雑費	応急工事費	事務雑費		
計		箇所																
事業終了年月日 平成 年 月 日																		

- 備考
- 1 「施工箇所」欄は、査定説明表、設計書に記載した地名を記入してください。
 - 2 「林道の種類」欄は、林道台帳記載の林道で、当該事業箇所に該当するものを記入してください。
 - 3 「延長」欄は、整数を記入してください。
 - 4 「施工期間」欄は、着手日から完成日までの期間を記入してください。
 - 5 「施工方法」欄は、請負、直営の別を記入してください。
 - 6 「事業費」欄は全体金額、「補助金」欄は当年度に補助を受ける金額を記入してください（分割補助の場合は「摘要」欄に内訳を記入してください）。
 - 7 「応急工事費」欄は、応急工事費請負額に対する工事雑費が含まれた額を記入してください。
 - 8 「工事雑費」欄は、本工事費、附帯工事費及びその他経費の合計額に対する工事雑費を記入してください。
 - 9 「事務雑費」欄は、本工事費、附帯工事費、その他経費、工事雑費、応急工事費の合計額に対する事務雑費を記入してください。
 - 10 添付書類として、箇所ごとの請負契約書・変更請書・竣工検査調書の写しを添えてください。

経費精算書

1. 歳入の部

科 目	申 請 額	精 算 額	差 引 き		備 考
			増	現	
県 補 助 金					
市 町 村 費 等					
借 入 金					
寄 付 金					
計					

2. 歳出の部

科 目	申 請 額	精 算 額	差 引 き		備 考
			増	現	
工 事 請 負 費					
内 訳	本 工 事 費				
	附 帯 工 事 費				
	そ の 他 経 費				
工 事 雑 費					
応 急 工 事 費					
事 務 雑 費					
計					

番 号
年 月 日

高知県知事名 様

補助事業者名 印

繰越承認申請書

平成 年 月 日付け 番号 で補助金の（変更）交付の決定がありました補助金額について繰り越したいので、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第13条ただし書の規定により、下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|---|----------------|----------|
| 1 | 事業の繰越しを必要とする金額 | 円 |
| 2 | 補助金額 | 円 |
| 3 | 事業繰越計算書 | 別紙1のとおり |
| 4 | 繰越収支予算書 | 別紙2のとおり |
| 5 | 繰越事業完了年月日 | 平成 年 月 日 |

(注)

関係書類の写しを添えてください。

平成 年度林道災害復旧事業繰越計算書（ 年発生）

上段：全体金額
 中断：年度内金額
 下段：繰越金額

路線名	箇所番号	施工箇所	林道の種類	幅員(m)	延長(m)	施工期間	施工方法	事業費(円)	補助率(%)	補助金(円)	事業費の内訳(円)						災害名	繰越理由	摘要
											本工事費	附帯工事費	その他経費	工事雑費	応急工事費	事務雑費			
						～													
						～													
						～													
						～													
						～													
						～													
						～													
						～													
						～													
						～													
計		箇所																	
事業終了年月日		平成 年 月 日																	

- 備考
- 「施工箇所」欄は、査定説明表、設計書に記載した地名を記入してください。
 - 「林道の種類」欄は、林道台帳記載の林道で、当該事業箇所に該当するものを記入してください。
 - 「延長」欄は、整数を記入してください。
 - 「施工期間」欄は、請負契約の場合は契約工期（請負契約が締結されていない場合は予定工期）を記入してください。
 - 「施工方法」欄は、請負、直営の別を記入してください。
 - 「事業費」欄は全体金額、「補助金」欄は当年度に補助を受ける金額を記入してください（分割補助の場合は「摘要」欄に分割補助と明記してください。）。
 - 「応急工事費」欄は、応急工事費請負額に対する工事雑費が含まれた額を記入してください。
 - 「工事雑費」欄は、本工事費、附帯工事費及びその他経費の合計額に対する工事雑費を記入してください。
 - 「事務雑費」欄は、本工事費、附帯工事費、その他経費、工事雑費、応急工事費の合計額に対する事務雑費を記入してください。
 - 「工事雑費」「事務雑費」の使途については、「林業関係公共事業地方事務費等の取扱について」（平成10年4月1日付け10林野政第152号）に基づき適正に執行するよう留意してください。
 - 「事業終了年月日」欄は、箇所ごとの検査が終了する最終日の予定を記入してください。

収支予算書

1. 歳入の部

科 目	予 算 額	年 度 内	繰 越 し
県 補 助 金	円	円	円
市 町 村 費 等			
借 入 金			
寄 付 金			
計			

2. 歳出の部

科 目	予 算 額	年 度 内	繰 越 し
工 事 請 負 費	円	円	円
内 訳	本 工 事 費		
	附 帯 工 事 費		
	そ の 他 経 費		
工 事 雑 費			
応 急 工 事 費			
事 務 雑 費			
計			

第6号様式 (第14条関係)

番 号
年 月 日

高知県知事名 様

補助事業者名 印

補助指令前工事着手申請書

平成 年発生災害に係る平成 年度林道災害復旧事業を緊急やむを得ない理由により早急に着手したいため、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

指令前着手実施計画書

別紙のとおり

平成 年度林道災害復旧事業指令前着手実施計画書

路線名	箇所 番号	施工箇所	林道の種類	幅員 (m)	延長 (m)	施工期間	施工方法	事業費 (円)	補助率 (%)	補助金 (円)	事業費の内訳 (円)						災害名	指令前 着手理由	備考
											本工事費	附帯工事費	その他経費	工事雑費	応急工事費	事務雑費			
						~													
						~													
						~													
						~													
						~													
						~													
						~													
						~													
						~													
						~													
						~													
						~													
						~													
						~													
計		箇所																	
事業終了年月日		平成 年 月 日																	

備考 1 基本的に指令前着手は次に掲げる理由が生じるときに認められるものであるため、該当する番号を記入することとしてください。

- ①林産物の搬出に支障が生じるため。
- ②地元住民の生計維持、食料の搬入に支障が生じるため。
- ③増破のおそれがある顕著であるため。

2 「施工方法」欄は、請負、直営の別を記入してください。

3 「事業終了年月日」欄は、箇所ごとの検査が終了する最終日の予定を記入してください。

第7号様式 (第15条関係)

実施（変更）設計審査表					
年 月 日					
高知県知事 様					
補助事業者 印					
下記事業を実施（変更）したい <u>ので</u> 、設計書の審査を求めます。					
記					
事業名	平成 年度 林道災害復旧事業（ 年発生）				
路線名					
箇所番号					
災害名					
施行箇所					
施行期間					
査定(重変)事業費	円	事業費		円	
変更理由	指示事項				

上のことについては、指示事項を附してやむを得ないものと認めます。

年 月 日

補助事業者 様

高知県知事 印

第8号様式 (第15条関係)

番 号
年 月 日

高知県知事名 様

補助事業者名 印

着手届

平成 年度林道 線（（災害名）・号箇所）（年発生）災害復旧事業は、平成 年
月 日に着手しましたので、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第15条第2
項の規定により、下記の関係書類を添えて提出します。

記

請負契約書の写し

番 号
年 月 日

高知県知事名 様

補助事業者名 印

工事一時（部分）中止届

平成 年度林道 線（（災害名）・号箇所）（年発生）災害復旧事業 について、下記のとおり一時（部分）中止します ので、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第15条第3項の規定により、届け出ます。

記

- 1 中止期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 2 中止理由

番 号
年 月 日

高知県知事名 様

補助事業者名 印

工期延期届

平成 年度林道 線（（災害名）・号箇所）（年発生）災害復旧事業について、下記のとおり工期を延長しましたので、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第15条第3項の規定により、届け出ます。

記

- 1 延期日数 日
- 2 変更工期 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 3 延期理由

番 号
年 月 日

高知県知事名 様

補助事業者名 印

再着手届

平成 年度林道 線 ((災害名) ・号箇所) (年発生) 災害復旧事業 について、下記のとおり再着手しましたので、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第15条第3項の規定により、届け出ます。

記

- 1 再着手日 平成 年 月 日
- 2 再着手後工期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

第12号様式 (第15条関係)

番 号
年 月 日

高知県知事名 様

補助事業者名 印

廃止届

平成 年 月 日付け 番号 で事業費の決定通知がありました平成 年度林道
線（（災害名）・号箇所）（年発生）災害復旧事業について、下記理由により廃止しまし
たので、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第15条4項の規定により、届け
出ます。

記

廃止理由

番 号
年 月 日

高知県知事名 様

補助事業者名 印

工事^{しゅん}竣工届

平成 年度林道 線（（災害名）・号箇所）（年発生）災害復旧事業について、下記
のとおり工事が^{しゅん}竣工しましたので、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第15
条第5項の規定により、届け出ます。

記

1 添付書類

(1) 竣工^{しゅん}検査調書

(2) 完成写真

上記工事の完成検査を命ずる。

年 月 日

(検査職員職氏名)

(検査命令者職氏名)

事務所長 名 印

番 号
年 月 日

高知県知事名 様

補助事業者名 印

応急本工事着手承認申請書

平成 年 月 日に発生した林道 線の災害復旧については、林道災害復旧事業に係る応急工事に着手したいので、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第16条1項の規定により、届け出ます。

記

- 1 応急工事を必要とする理由
- 2 実施計画書 別紙のとおり

平成 年度林道災害復旧事業実施計画書（ 年発生）

路線名	箇所 番号	施工箇所	林道の種類	幅員 (m)	延長 (m)	施工期間	施工方法	事業費 (円)	補助率 (%)	補助金 (円)	事業費の内訳 (円)						災害名	摘要
											本工事費	附帯工事費	その他経費	工事雑費	応急工事費	事務雑費		
計	箇所																	
事業終了年月日		平成 年 月 日																

- 備考
- 1 「施工箇所」欄は、査定説明表、設計書に記載した地名を記入してください。
 - 2 「林道の種類」欄は、林道台帳記載的林道で、当該事業箇所に該当するものを記入してください。
 - 3 「延長」欄は、整数を記入してください。
 - 4 「施工期間」欄は、請負契約の場合は契約工期（請負契約が締結されていない場合は予定工期）を記入してください。
 査定等で調査が認められている場合で、工事より調査等の着手が早い場合は調査等の着手日とし、完成日についても調査等の完成日が遅い場合は調査の完成日としてください。
 - 5 「施工方法」欄は、請負、直営の別を記入してください。
 - 6 「事業費」欄は全体金額、「補助金」欄は当年度に補助を受ける金額を記入してください（分割補助の場合は「摘要」欄に全体補助金及び年度毎の内訳を記入してください。）。
 - 7 「応急工事費」欄は、応急工事費請負額に対する工事雑費が含まれた額を記入してください。
 - 8 「工事雑費」欄は、本工事費、附帯工事費及びその他経費の合計額に対する工事雑費を記入してください。
 - 9 「事務雑費」欄は、本工事費、附帯工事費、その他経費、工事雑費、応急工事費の合計額に対する事務雑費を記入してください。
 - 10 「工事雑費」「事務雑費」の用途については、「林業関係公共事業地方事務費等の取扱について」（平成10年4月1日付け10林野政第152号）に基づき適正に執行するよう留意してください。
 - 11 高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第8条第2号の規定に該当する変更が生じた場合は、補助金交付申請書の変更をしてください。
 - 12 変更の場合は2段書きとし、上段が変更前、下段が変更後とします。この場合において、軽微な変更により箇所ごとの内容が変更となっている場合は併せて変更してください。
 - 13 「事業終了年月日」欄は、箇所ごとの検査が終了する最終日の予定を記入してください。